

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第68号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後							
様式第150号（第78条関係）				様式第150号（第78条関係）							
（表）				（表）							
[略]				[略]							
[略]		[略]		[略]		[略]					
対象鳥獣捕獲員であるか否かの別		[略]		対象鳥獣捕獲員であるか否かの別		[略]					
				岩手県県税条例附則第30条第2項又は第30条の2第1項若しくは第2項の規定に該当する者であるか否かの別		<input type="checkbox"/> 第30条の2第1項（申請前1年以内に許可捕獲等を行った者）に該当する者 <input type="checkbox"/> 第30条第2項（認定鳥獣捕獲等事業者の従事者）に該当する者 <input type="checkbox"/> いずれにも該当しない					
税 額	登録の区分		狩猟税		税 額	登録の区分		狩猟税			
	1 放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録	第一種銃	ア	円		1 放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録	第一種銃	ア	円	イ	円
		猟免許に係る登録	イ				猟免許に係る登録				
		網猟免許又はわな	ウ				網猟免許又はわな	ウ		エ	
		猟免許に係る登録	エ				猟免許に係る登録				
	2 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録	第二種銃	オ			2 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録	第二種銃	オ		円	
猟免許に係る登録				猟免許に係る登録							
	2 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録	第一種銃	ア		2 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録	第一種銃	ア	円	イ	円	
		猟免許に係る登録	イ			猟免許に係る登録					
		網猟免許又はわな	ウ			網猟免許又はわな	ウ		エ		
		猟免許に係る登録	エ			猟免許に係る登録					

収入証紙貼付欄



--	--	--	--	--

[略]

(裏)

[略]

1～5 [略]

6 「税額」欄は、登録の区分及び次に掲げる区分に応じて該当するものを○で囲み、イ又はエに該当する場合は、区市町村長が発行する当年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しない旨の証明書を添付してください。

ア～オ [略]

7 岩手県収入証紙は、狩猟税額に相当する証紙をはり、消印しないでください。

6 狩猟者登録申請書を提出する 日前1年以内の 期間に許可捕獲 等を行った者に 係る狩猟者の登 録	第一種銃 猟免許に 係る登録	ア	イ	エ
	網猟免許 又はわな 猟免許に 係る登録	ウ	エ	
	第二種銃 猟免許に 係る登録	オ		カ
7 狩猟者登録申請書を提出する 日前1年以内の 期間に、従事者 (認定鳥獣捕獲 等事業者に係る ものを除く。)と して、従事者 証の交付を受け て許可捕獲等を 行った者に係る 狩猟者の登録	第一種銃 猟免許に 係る登録	ア	イ	エ
	網猟免許 又はわな 猟免許に 係る登録	ウ	エ	
	第二種銃 猟免許に 係る登録	オ		カ

[略]

(裏)

[略]

1～5 [略]

6 「岩手県県税条例附則第30条第2項又は第30条の2第1項若しくは第2項の規定に該当する者であるか否かの別」欄は、該当する口にレ印を付してください。

7 「税額」欄は、登録の区分及び次に掲げる区分に応じて該当するものを○で囲み、イ又はエに該当する場合は、区市町村長が発行する当年度の道府県民税又は都民税の所得割額を納付することを要しない旨の証明書を添付してください。

ア～オ [略]

カ 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録を受ける者又は認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録を受ける者

8 収入証紙貼付欄には、狩猟税額に相当する岩手県収入証紙を貼り、消印しないでください。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。